

## 陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 3 号	平成 2 9 年 5 月 2 2 日 受 理
件 名	神奈川県最低賃金に関する陳情
陳 情 者	秦野市平沢 2 5 5 0 - 1 秦野商工会議所 会頭 佐野 友保
陳 情 の 要 旨	
<p>                             神奈川県の最低賃金については、中央最低賃金審議会において、平成 2 9 年度地域別最低賃金の目安について諮問され、これを受けて神奈川地方最低賃金審議会において審議されていきます。                         </p> <p>                             最近の各種景気動向調査報告では、景気は穏やかに拡大していると言われていますが、秦野商工会議所の中小企業景況調査等での業況感は、製造業等で改善しているものの、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者の小売業・飲食サービス業では、売上減少、人手不足や最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加分を価格転嫁することが難しく、厳しい経営状況にあります。                         </p> <p>                             政府においては、日本再興戦略等に掲げられた経済の好循環を生み出すために、賃金上昇や雇用拡大等の働きかけが行われ、大企業を中心に組み込まれていることは承知しております。しかし、中小企業・小規模事業者の経営にとって、政府が目指す最低賃金の全国加重平均額 1, 0 0 0 円への上昇は極めて深刻な問題であります。                         </p> <p>                             平成 2 8 年度の神奈川県最低賃金は、対前年に比べ 2 5 円引き上げの時間額 9 3 0 円で、東京都の 9 3 2 円に次いで全国 2 番目の高い水準にありますが、隣接県の静岡県 8 0 7 円、山梨県 7 5 9 円との間には大きな格差があります。                         </p> <p>                             神奈川県内においては、東京都に隣接する横浜市・川崎市などの都市部と、県西部・県北部を比較すると、物価や賃金にかなりの格差があることは明白であり、公務員の地域手当や最低賃金決定に当たって考慮すべき要素の一つである生活保護費が、級地を設け地域により支給額が異なることから明らかであります。                         </p> <p>                             最低賃金は、神奈川県内同一賃金額となっており、県西部・県北部の地区では、都市部との経済水準格差から高い負担感があり、また、地域経済圏が重な                         </p>	

る県境の地域では、隣接県との最低賃金額の格差により、企業間競争で著しい不利益を生じています。

つきましては、最低賃金についても中小企業・小規模事業者の業種別の経営実態をよく調査され、公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様に、地域間における不均衡を是正するよう、地域ごとの実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入を図るよう、次の事項について、国や県へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

神奈川県内同一賃金額である最低賃金制度を、地域の実態を踏まえ、かつ、業種別のきめ細やかな制度とし、不均衡の是正を図ること。